

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通しの公表について（平成 27 年度）

平成 27 年 4 月
帯 広 市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条に基づき、下記のとおり公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
(仮称)帯広市新総合体育館 整備運営事業	事業契約日から 平成 46 年度または 平成 51 年度まで(予定)	施設整備（新総合体育館の設計、施設整備、外構、備品購入及び現総合体育館の解体・撤去）、維持管理、運営	北海道帯広市大通北 1 丁目	平成 28 年 2 月(予定)